

令和8年第1回滝川市議会定例会（第17日目）

令和 8年 3月18日（水）

午前 9時56分 開 議

午前10時43分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 4 議案第33号 令和7年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第34号 滝川市部設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第35号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 報告第 2号 監査報告について
報告第 3号 例月現金出納検査報告について
- 日程第 8 意見書案第1号 鳥獣保護管理制度と銃砲規制制度の整合的見直しを求める要望意見書
- 日程第 9 要望書案第1号 陸上自衛隊滝川駐屯部隊の充実を求める要望書
- 日程第10 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（16名）

1番	寄 谷 猛 男 君	2番	柴 田 文 男 君
3番	山 本 正 信 君	4番	藤 田 哲 也 君
5番	荻 野 仁 史 君	6番	荒 木 文 一 君
7番	好 川 章 君	8番	福 井 雅 章 君
9番	高 橋 江海子 君	10番	木 下 八重子 君
11番	堀 重 雄 君	12番	三 上 裕 久 君
13番	関 藤 龍 也 君	14番	田 村 勇 君
15番	山 口 清 悦 君	16番	安 樂 良 幸 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	中 島 純 一 君
教 育 長	田 中 嘉 樹 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	深 村 栄 司 君	総 務 部 長	和 田 英 昭 君
総 務 部 次 長	小 畑 力 也 君	市 民 生 活 部 長	横 山 浩 丈 君

福 祉 部 長	鎌 田 清 孝 君	健康こども未来部長	景 由 隆 寛 君
産 業 振 興 部 長	稲 井 健 二 君	建 設 部 長	堀之内 孝 則 君
駅周辺整備部長	加 地 幸 治 君	市立病院事務部長	柳 圭 史 君
市立病院事務部次長	金 子 和 史 君	教 育 部 長	諏 佐 孝 君
教育部指導参事	福 田 善 之 君	監 査 事 務 局 長	菊 田 健 二 君
総 務 課 長	須 藤 公 夫 君	財 政 課 長	岡 崎 卓 哉 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	寺 嶋 悟 君	事 務 局 次 長	壽 崎 行 洋 君
書 記	高 橋 誠 君	書 記	林 麻 結 君

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、16名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において好川議員、福井議員を指名いたします。

◎三上議員発言

- 議長 ただいま三上議員からの発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。
三上議員、どうぞ。
- 三上議員 ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。
去る3月10日の代表質問において、発言の制止を受けたにもかかわらず続けましたこと、さらに通告外と承知の上で市長へ答弁を求めましたこと、結果として議会の秩序と権威、品格が損なわれ、議事進行の妨げをしてしまいましたことに対し、議長をはじめ議員の皆様、そして市長、理事者の皆様に深くおわび申し上げます。今後秩序を保ち、ルールにのっとり発言してまいります。このたびは大変申し訳ございませんでした。

◎日程第2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告

- 議長 日程第2、第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。
先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。
- 事務局次長 第1予算審査特別委員長より議長宛て、付託事件審査報告。
事務局次長朗読する。（記載省略）
- 議長 次に、委員長の補足説明を求めます。関藤委員長。
- 第1予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の過程について若干補足説明をいたします。
第1予算審査特別委員会に付託されました議案第1号及び予算関連議案13件につきましては、3日間にわたり所管より説明を聴取する中で、延べ69名の委員から119問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。
討論、採決を行った結果、全会一致をもっていずれも原案のとおり可とするべきものと決定いたしました。なお、討論の際に会派等から出されました意見の要旨につきましては、後日全議員に配付することとなっておりますので、これを申し添えます。
最後に、委員会での審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに親切なご答弁をいただきました理事者をはじめ、担当職員の皆様方には厚くお礼を申し上げ、補足説明といたします。

○議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第1号、議案第13号、議案第14号、議案第16号から第19号まで、議案第21号、議案第22号、議案第24号から第27号まで及び議案第31号の14件について一括採決いたします。

本件をいずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第13号、議案第14号、議案第16号から19号まで、議案第21号、第22号、議案第24号から第27号まで及び議案第31号の14件については、いずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 長 日程第3、第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第2予算審査特別委員長より議長宛て、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。(記載省略)

○議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。高橋委員長。

○第2予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第7号までの6件につきましては、2日間にわたり会計ごとに所管より詳細なる説明を受けた後、延べ24名の委員から30問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

討論、採決を行った結果、全会一致をもっていずれも原案のとおり可とすべきものと決定しました。

なお、討論の際に会派等から出されました意見の要旨につきましては、今後全議員に配付することになっておりますことを申し添えます。

最後に、委員会での審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適

切な答弁をいただきました理事者をはじめ担当職員の皆様に厚く御礼を申し上げ、補足説明といたします。

○議 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていたいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号から第7号までの6件について一括採決いたします。

本件をいずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から第7号までの6件については、いずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第33号 令和7年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議 長 日程第4、議案第33号 令和7年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第33号 令和7年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、令和7年度後期高齢者医療広域連合納付金の増による増額補正を行いたいとするものです。

1ページを御覧願います。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,500万円を追加し、予算の総額を8億1,363万8,000円とするものです。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとするものです。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、4ページ、5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書、総括ですので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額3,500万円の増額につ

きましては、被保険者の所得額の増等に伴う市町村保険料負担金の増によるもので、歳出合計 3, 500 万円の増額となったところです。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料、補正額 3, 500 万円の増額につきましては、歳出関連となっており、現年度分保険料の収入見込額の増によるもので、歳入合計 3, 500 万円の増額となったところです。

以上、議案第 33 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 33 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号は可決されました。

◎日程第 5 議案第 34 号 滝川市部設置条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第 5、議案第 34 号 滝川市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第 34 号 滝川市部設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本条例の制定の趣旨ですが、機構の改善を図ることにより市政を効率的に執行するため改正したいとするもので、具体的内容としましては駅周辺整備部と総務部を統合するものです。滝川駅周辺地区再生整備事業について白紙としたことに伴い、今後の行政運営を効率的かつ効果的に執行するため、機構の改善を図りたいとするものです。

改正の内容につきましては、議案第 34 号参考資料、新旧対照表を御覧ください。部の設置及び事務分掌を定める第 1 条について、第 7 号の「駅周辺整備部」を削り、駅周辺整備に関する所掌事務を同条第 1 号の総務部に加え、これに伴う文言整理を行うものです。

附則ですが、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行したいとするものです。

以上、議案第３４号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第３４号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第３４号は可決されました。

◎日程第６ 議案第３５号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第６、議案第３５号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、滝川市議会会議規則第１３条第２項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第３５号は可決されました。

◎日程第７ 報告第２号 監査報告について

報告第３号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第７、報告第２号 監査報告について、報告第３号 例月現金出納検査報告についての２件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第２号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、総務部、滝川市立病院、滝川市立高等看護学院、建設部及び駅周辺整備部で、令和6年度の執行事務を対象に実施いたしました。

監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、指摘事項は特になく、監査した限りにおいておおむね適正に執行または管理されていると認められますが、注意が必要と思われる事項といたしまして、総務部では行政財産使用料の算出を誤り、少なく請求しているもの、著作権者の許諾を受けずに住宅地図帳を複製利用しているもの、講師謝礼に係る所得税等が源泉徴収されていないものなど、滝川市立病院では前途資金について立替え払いを行っていたもの、旅費については積算を誤り、少なく支出しているものなど、講師謝礼に係る所得税等が源泉徴収されていないものなどがありました。これらにつきましては、関係規定等に基づき適正な事務処理をされるよう、対象部局に対する講評において指摘いたしました。

以上で報告第2号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第3号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和7年10月から12月分までの例月現金出納検査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、特別会計及び公営企業の現金、基金に属する現金並びに歳入歳出外現金及び預り金の出納及び保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日、検査の着眼点及び検査の実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計及び各基金の現金並びに歳入歳出外現金及び預り金に係る出納事務について計数上の誤りはなく、現金及び預金の管理も適正に行われていると認められました。また、計数以外の書類検査ではありますが、指摘事項は特になく、軽易な事項につきましては講評または検査の過程において指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第3号、例月現金出納検査報告を終わります。

(何事か言う声あり)

○監査委員 すみません、先ほど報告第2号の定期監査報告について、滝川市立病院の注意事項の旅費について積算を誤り、少なく支出しているものなどの次に、続けて講師謝礼に係る所得税等が源泉徴収されていないものなどがありましたという説明をいたしました。これは建設部のことでありまして、正しくは建設部では講師謝礼に係る所得税等が源泉徴収されていないものなどがありましたので、訂正しておわび申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号及び第3号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第8 意見書案第1号 鳥獣保護管理制度と銃砲規制制度の整合的見直しを求める
要望意見書

○議長 日程第8、意見書案第1号 鳥獣保護管理制度と銃砲規制制度の整合的見直しを求める要望意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案1件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 鳥獣保護管理制度と銃砲規制制度の整合的見直しを求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、環境大臣、警察庁長官、国家公安委員会委員長であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は可決されました。

◎日程第9 要望書案第1号 陸上自衛隊滝川駐屯部隊の充実を求める要望書

○議長 長 日程第9、要望書案第1号 陸上自衛隊滝川駐屯部隊の充実を求める要望書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。安楽総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長 それでは、要望書案1件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

要望書案第1号 陸上自衛隊滝川駐屯部隊の充実を求める要望書。提出先は、防衛大臣でありま

す。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき総務文教常任委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なし、異議ありの声あり)

○議長 長 異議ありと認めます。

よって、質疑、討論を行います。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。寄谷議員。

○寄谷議員 日本共産党の寄谷です。ただいまの要望に当たり、2点伺いたいと思います。

1点目は、この要望書の中で具体的に火薬庫の整備ということがありますが、どのようなものを補完する火薬庫を誘致しようとしているのか伺いたいと思います。国は、安保3文書に基づいて火薬庫の整備を進めていますが、その国の動きに呼応して滝川で要望していくということなのでしょうか。

それから、2点目に、火薬庫があることについて不安を覚える市民もいるかと思いますが、その対策についてこれまで何か行ってきたのか、あるいは今後行う必要があると考えているのか伺いたいと思います。

○議長 長 ただいまの質疑について総務文教常任委員長でお答えできる部分はありますか。安楽委員長。

○総務文教常任委員長 ただいまの2点の質疑に対して、どのような火薬庫を滝川に要望するのだと、これは総務文教常任委員会でも説明をいたしておりますが、滝川駐屯部隊の訓練及び有事の際に活動するときの基盤整備というか、その程度のを一応考えております。細部については国が決めることでございますので、私の立場としては答弁する立場にはございません。

次に、市民の不安に対する対策、これも併せて実際に安全に配慮して火薬庫というのは造られます。細部については私のほうで申し上げることはございませんが、これも国のほうでしっかり対策するものというふうに思っております。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。寄谷議員。

○寄谷議員 日本共産党の寄谷猛男です。私は、要望に反対の立場から討論いたします。

まず初めに、陸上自衛隊滝川駐屯部隊におかれましては、自然災害に際しての救助活動や災害支援活動、さらには地域の活性化への多大なご支援に対し、敬意を表するものです。さて、今回駐屯地の充実として火薬庫の誘致、整備を要望していますが、この火薬庫誘致、整備は人口が増える、

経済効果が期待できるなどの利点があるかもしれません。しかし、指標として大事なものは、滝川市に住んでよかったと実感できるまちづくりになること、安心して子育てができるまちづくりになること、それが自慢できる施設であることではないでしょうか。今回の火薬庫については、政府が決めることだという部分での説明もありましたが、政府は２２年策定の安全保障関連３文書に基づき、スタンド・オフ・ミサイルをはじめとした各種弾薬の取得に連動して必要となる火薬庫を整備するとしています。本市への火薬庫の誘致はこの政府の動きに呼応するものだと思いますが、今国が建設を進める弾薬庫には、１，０００キロ程度の飛翔が可能で九州からでも大陸の一部が射程に入り、敵の射程外から軍事拠点などを攻撃できる長射程ミサイルの保管も予定されています。攻撃性の高い長射程ミサイルは保有するだけで地域の緊張を高め、有事となれば配備先が真っ先に攻撃対象となるリスクがあり、住民へ被害が及ぶ可能性があります。

しかし、火薬庫に何を保管するか、住民には公開されません。地域住民の不安や懸念は高まるばかりではないでしょうか。美唄の陸上自衛隊駐屯地には地対艦ミサイル連隊があります。スタンド・オフ・ミサイルを今後この部隊にも配備する可能性はあるかもしれません。そのときミサイルの一部を滝川の火薬庫に保管する可能性はないと言えるでしょうか。住民の皆さんは、そのような火薬庫のある滝川市に住んで安心、住んでよかったと実感できるでしょうか。また、敵の長射程外から軍事拠点などを攻撃できるいわゆる敵基地攻撃能力のある長射程ミサイルの配備は、憲法に基づく専守防衛に反するとの指摘があります。滝川市は、平和な未来を子供たちにしっかりと引き継いでいくことを誓い、平和都市宣言を行っています。憲法上疑念のある弾薬を保管するための火薬庫の誘致は、平和都市宣言を行っているまちにふさわしいと言えるでしょうか。以上の点について熟慮しましたが、本市への火薬庫の誘致を要望することはふさわしくなく、本件の要望には反対するものと考えています。

以上、反対討論といたします。

○議 長 好川議員。

○好川議員 新政会的好川でございます。賛成の立場で討論をいたします。新政会を代表いたしまして、要望書案第１号 陸上自衛隊滝川駐屯部隊の充実を求める要望書を可とする立場で討論いたします。

現在日本を取り巻く安全保障環境は、ロシアによるウクライナ侵攻、アメリカ及びイスラエルによるイランへの攻撃、中国の海洋進出、そして北朝鮮による度重なるミサイルの発射など、極めて不安定で緊迫した状況が続いております。このような情勢の中、外国からの武力攻撃を抑止し、国民の命と財産を守るためには我が国の防衛力の強化は喫緊の課題であります。滝川駐屯地は、本市に駐屯をして以来７０年にわたり、災害派遣をはじめとする各種任務を通じて地域の安全、安心を支えるとともに、地域経済の発展にも大きく貢献をしております。本要望書は、その滝川駐屯部隊が円滑に訓練を行い、有事の際に迅速かつ的確に行動できるよう、必要な基盤整備の充実を求めるものであります。自分の国は自分たちで守るという基本の下、国民の生命と財産を守るためにも本要望書の提出は極めて重要であり、実施されるべきものと考えております。以上の理由から、本要望書案第１号に賛成することを申し上げ、討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより要望書案第1号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、要望書案第1号は可決されました。

◎日程第10 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第10、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第1回定例会以降における閉会中継続調査等の申出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

ここで帰任職員及び派遣職員の紹介がありますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時41分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎市長挨拶

○議 長 以上で予定されました日程は全て終了いたしました。ここで市長から発言の申出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 それでは、議長のお許しをいただきまして、令和8年第1回滝川市議会定例会閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

3月2日に開会いたしました本定例会でございますが、本日までの17日間、議員各位におかれましては提出させていただきました議案に対しまして真摯に向き合い、予算案につきましては特別委員会を設置するなどし、精力的に審査をいただき、予算を含め、全ての議案に可とご認定いただきましたことに心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

今現在物価高で多くの市民の皆さんが苦しんでおります。そしてまた、このたびの新たな戦争の

火種がガソリンとか様々な物価の高騰にさらに拍車をかけてきているというようなところでございます。私どもも令和8年の予算を執行するに当たりまして、今後も市民の皆様の生活がいかに安定していくか、いかに住みよいまちにしていくかということを一番の下に考えてまいりたいと思っている次第でございます。ぜひとも議員各位と共にそのようなまちづくりを進めてまいりたいと思う所存でございますので、お力添えいただきますことを心からお願い申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とします。ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和8年第1回滝川市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時43分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員